

第14回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月10日（金） 9時33分～10時26分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (18名)

1番委員	古川 榮	2番委員	角田 晃一	3番委員	三浦 良孝
4番委員	丹代 純嗣	5番委員	佐藤 徳樹	6番委員	小山内 知寛
7番委員	今井 文雄	8番委員	小田桐 志賀子	9番委員	今井 龍美
10番委員	福士 弘	11番委員	齋藤 美也子	12番委員	大川 哲彌
13番委員	山口 知治	14番委員	白戸 昭夫	15番委員	葛西 雅博
16番委員	柴田 博明	17番委員	齋藤 久嗣	18番委員	欠番
19番委員	三浦 勝志				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	今井 三男	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

5. 出席事務局職員 (4名)

事務局長	谷川 功	碓ヶ関支局長	鈴木 浩	農地係長	清藤 哲彦
農地係主査	齋藤 拓生				

6. 議事日程等

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者並びに説明者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第52号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第 6 閉会

7. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 33 分]

議長
(柴田博明)

これより第 14 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
6 番小山内委員、7 番今井委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、谷川事務局長、鈴木碓ヶ関支局長、清藤係長、齋藤主査の出席を求めました。
書記には、清藤係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 51 号から議案第 54 号まで 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。
それでは、議案第 51 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 51 号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わ

せてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 5 件、面積 6,180 平方メートル、田 3 筆 3,220 平方メートル、畑 4 筆 2,960 平方メートルとなっています。

7 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定が 19 件、面積 104,056 平方メートル、田 43 筆 87,460 平方メートル、畑 6 筆 16,596 平方メートルとなっています。

10 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定が 3 件、面積 100,478 平方メートル、田 42 筆 86,189 平方メートル、畑 12 筆 14,289 平方メートルとなっています。

13 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権移転が 14 件、面積 58,785 平方メートルで、筆数は 29 筆、地目はすべて田となっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 63 番、64 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 65 番は、譲渡人の親戚への贈与です。

整理番号 66 番、67 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 67 番は、10 ページ整理番号 31 番と関連する案件で、両申請を合わせて下限面積要件を満たしております。

売買価格は、

整理番号 66 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	454,546 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 67 番	総額	500,000 円	10 アール当たり	278,707 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

となっています。

次に、3 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 108 番から 112 番、116 番から 121 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 113 番から 115 番は、借受人の新規就農（法人設立）による賃貸借権設定です。

整理番号 122 番は、借受人の耕作便利による賃貸借権設定で、36 ページ整理番号 31 番と関連する案件です。

整理番号 123 番から 126 番は、基盤法から 3 条への再設定で、基盤法による利用権設定の更新手続きの際に、契約が自動更新となる農地法第 3 条による賃貸借権設定にしたいとの要望を受け、申請となったものです。

次に 8 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 29 番は、経営移譲年金受給に係る子へ経営移譲のための使用貸借権設定です。

整理番号 30 番は、経営移譲年金受給に係る再設定です。

整理番号 31 番は、借受人の経営拡大のための兄弟間の使用貸借権設定で、2 ページ整理番号 67 番と関連する案件です。

次に 11 ページの賃貸借権移転です。

賃貸借権移転とは、貸付人と現借受人との間で締結されている既存の契約を、内容をそのまま引き継いで新借受人に承継させるものです。

整理番号 1 番から 14 番は、経営移譲年金受給に係る現借受人の子へ経営移譲のための賃貸借権移転です。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号 63 番、64 番と使用貸借権設定の整理番号 29 番、30 番及び賃貸借権移転については、全て親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、1 番、古川委員から、所有権移転の整理番号 65 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

所有権移転の整理番号 65 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の親戚への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、15 番、葛西委員から、所有権移転の整理番号 66 番の報告をお願いします。

15 番葛西委員

所有権移転の整理番号 66 番について、現地を確認してきました。

場所は、譲受人が購入する土地の裏側に位置する農地です。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 67 番の報告をお願いします。

7 番今井委員	<p>所有権移転の整理番号 67 番について、現地を確認してきました。 譲受人の経営拡大による売買との事です。 譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>次に、5 番、佐藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 108 番の報告をお願いします。</p>
5 番佐藤委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 108 番について、現地を確認してきました。 借受人の経営拡大による賃貸借との事です。 借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>次に、尾上-2 番、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 109 番から 112 番の報告をお願いします。</p>
尾-2 葛西推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 109 番について、現地を確認してきました。 借受人の経営拡大による賃貸借との事です。 借受人は市外在住の方ではありますが、弘前市で認定農業者となっており、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。 続きまして、整理番号 110 番から 112 番について、現地を確認してきました。 借受人の経営拡大による賃貸借との事です。 借受人はいずれも市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 113 番の報告をお願いします。</p>
2 番角田委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 113 番について、現地を確認してきました。 借受人の新規就農による賃貸借との事です。 借受人は新規就農とはなっていますが、代表取締役は市内在住の認</p>

定農業者であり、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 次に、14番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号114番の報告をお願いします。

14番白戸委員 賃貸借権設定の整理番号114番について、現地を確認してきました。
先ほどと同様に、借受人は新規就農とはなっていますが、代表取締役は市内在住の認定農業者であり、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 次に、13番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号115番から117番の報告をお願いします。

13番山口委員 賃貸借権設定の整理番号115番について、現地を確認してきました。
借受人の新規就農による賃貸借との事です。
先ほどと同様に、借受人は新規就農とはなっていますが、代表取締役は市内在住の認定農業者であり、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
続きまして、整理番号116番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。
借受人は市外在住の方ではありますが、黒石市で認定農業者となっており、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
続きまして、整理番号117番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。
借受人は市外在住の方ではありますが、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 次に、12番、大川委員から、賃貸借権設定の整理番号118番、119番の報告をお願いします。

12番大川委員 賃貸借権設定の整理番号118番、119番について、現地を確認してき

ました。119 番については、本人とお会いすることができました。

借受人はいずれも市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 120 番から 123 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 120 番、121 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、いずれも隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、整理番号 122 番について、現地を確認してきました。

借受人の耕作便利による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、整理番号 123 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 124 番の報告をお願いします。

9 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 124 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1 番、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 125 番、126 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員 賃貸借権設定の整理番号 125 番、126 番について、積雪のため現地を確認出来ませんでした。借受人の方とお話することができました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内の農地所有適格法人かつ認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 次に、7 番、今井委員から、使用賃借権設定の整理番号 31 番の報告をお願いします。

7 番今井委員 使用賃借権設定の整理番号 31 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による使用賃借との事です。
譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。
それでは、賃貸借権設定の整理番号 119 番を除き、議案第 51 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員 賃貸借権設定の整理番号 113 番から 115 番について、現地調査報告で近隣に農地を所有している認定農業者と説明があったにも関わらず、議案上は経営面積、自作地、借入地、貸付地が全て 0 というのはどういふことでしょうか。

齋藤主査 法人は今回新規で設立するため議案上は経営面積が 0 ですが、法人の代表個人では農地を所有しており、いずれは個人で所有している農地を法人に貸付する予定との事なので、周辺に農地を所有していると判断しました。

清藤農地係長 補足説明をいたします。
法人設立に際し、新規就農で申請していますので、現在の経営面積は 0 で、今回の総会で本案件が許可されると経営面積を持つことができるようになります。
代表個人が認定農業者であり大規模で農業を営んでいますので、問題がないと判断いたしました。

尾-1 小野推進委員 参考までに、当法人の代表個人の経営面積と年齢を教えてください。

清藤農地係長 手元に資料がないのでおおよその回答になりますが、代表個人の経営面積は約 16 町歩で、現在約 40 歳との事です。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 賃貸借権設定の整理番号 119 番を除き、議案第 51 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 119 番を除き、議案第 51 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の整理番号 119 番については、1 番古川委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(1 番古川委員 退席)

議長 賃貸借権設定の整理番号 119 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 賃貸借権設定の整理番号 119 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 119 番を原案のとおり決定いたします。

1 番古川委員の入室を許可します。

(1 番古川委員 入室・着席)

議長

次に、議案第 52 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 52 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

15 ページをご覧ください。

今回の 4 条転用許可申請は、件数が 1 件、面積 729 平方メートル、地目は田 1 筆で、16 ページが位置図、17 ページが案内図、18 ページが土地利用計画図となります。

申請地は、平賀東中学校から北へ約 700 メートルに位置する町居集落内の農地です。

申請者は、町居集落内において農業を営んでいる方で、転用目的は農業用資材及び農業用機械置場です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われま

す。第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活または業務上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 10 番福士委員、11 番齋藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

10 番福士委員

3 月 1 日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、平賀東中学校から北へ約 700 メートルに位置する町居集落内の農地です。

転用目的は農業用資材及び農業用機械置場とのことで、現地では申請者の代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件に関して、土地改良区の同意書が提出されています。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほどの事務局の説明より、本件は第一種農地における不許可の例外の規定に当てはまり、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われま

以上です。

議長 それでは、議案第 52 号について、質疑、ご意見を求めます。

13 番山口委員 申請者は農業者年金を受給しているのですが、転用申請をしてもよいのでしょうか。

清藤農地係長 申請者の受給している農業者年金は経営移譲年金ではなく老齢年金ですので、問題がないと思われま

13 番山口委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 ないようですので、議案第 52 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 52 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。
次に、議案第 53 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査 (議案第 53 号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

20 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、件数が 1 件、面積 570 平方メートル、地目は畑 1 筆で、21 ページが位置図、22 ページが案内図、23 ページが土地利用計画図となります。

申請地は、松崎小学校から北へ約 950 メートルに位置する杉館集落内の農地です。

申請者は杉館集落内に居住する方で、転用目的は農家住宅建築用地です。

申請地近くを流れる引座川の護岸補強工事に伴い、河川近くにある現在の住居から立ち退く必要が生じたため、申請地に新たに住居を建築するというものです。

ちなみに、新築する住居は、平屋建ての2世帯住宅です。
農地区分については、先ほどの4条転用許可の案件と同様の理由で、
第一種農地に該当すると思われます。

この申請に関しても、4条の案件と同じく、「集落に接続して設置される日常生活上または業務上必要な施設」に該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、
許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました10番福士委員、11番齋藤委員、補足説明
がありましたらお願いします。

10番福士委員

3月1日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、松崎小学校から北へ約950メートルに位置する、
杉館集落内の農地です。

転用目的は農家住宅建築用地とのことで、現地では申請人本人に立ち
会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転となり、他法令の許可などについても、
許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件は第一種農地における不許可の例
外の規定に当てはまり、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第53号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第53号を、原案のとおり「許可すべきもの」
と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第53号を、原案のとおり「許可すべきもの」
と決定いたします。

次に、議案第 54 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 54 号表題部読上げ後)

27 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 12 件、面積 36,666 平方メートルで、田 19 筆 27,820 平方メートル、畑 9 筆 8,846 平方メートルとなります。

28 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 1 件、面積 3,039 平方メートルで、筆数は 2 筆、地目はいずれも田です。

32 ページをご覧ください

今回の利用権移転は件数が 14 件、面積 86,642.16 平方メートルで、筆数は 59 筆、地目はすべて田です。

それでは 25 ページの所有権移転について説明いたします。

整理番号 72 番から 82 番は、いずれも譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 83 番は譲受人の耕作便利による売買です。

なお、整理番号 74 番は 36 ページ整理番号 33 番と、整理番号 76 番は 37 ページ整理番号 34 番と関連する案件です。

次に 28 ページの利用権設定について説明いたします。

整理番号 50 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

なお、39 ページ整理番号 26 番と関連する案件です。

続いて 29 ページの利用権移転について説明いたします。

整理番号 1 番から 14 番は、いずれも親子間の経営移譲に伴う利用権の移転です。

11 ページ整理番号 1 番から 13 ページ整理番号 14 番までの案件と同様、経営移譲年金受給のための権利移転です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、7 番今井委員、9 番今井委員、補足説明がありましたらお願いします。

7 番今井委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 72 番	総額	3,350,000 円	10 アール当たり	349,177 円
整理番号 73 番	総額	1,405,200 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 74 番	総額	900,000 円	10 アール当たり	285,987 円
整理番号 75 番	総額	920,000 円	10 アール当たり	341,373 円

整理番号 76 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	204,186 円
整理番号 77 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	318,878 円
整理番号 78 番	総額	1,368,080 円	10 アール当たり	280,000 円
整理番号 79 番	総額	700,000 円	10 アール当たり	368,810 円
整理番号 80 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	303,644 円
整理番号 81 番	総額	250,000 円	10 アール当たり	333,779 円
整理番号 82 番	総額	20,000 円	10 アール当たり	149,254 円
整理番号 83 番	総額	559,200 円	10 アール当たり	200,000 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、所有権移転の整理番号 73 番を除き、議案第 54 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 73 番を除き、議案第 54 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 73 番を除き、議案第 54 号を原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 73 番につきましては、17 番齋藤委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(17 番 齋藤委員 退席)

議長

所有権移転の整理番号 73 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 73 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 73 番を、原案のとおり決定いたします。
17 番齋藤委員の入室を許可します。

(17 番齋藤委員 入室・着席)

議長

次に、報告 3 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主査

(報告第 34 号表題部読上げ後)

34 ページをご覧ください。

平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月までの 3 カ月間の届出件数は 20 件で、面積 152,278 平方メートル、田 41 筆、畑 53 筆となっています。
以上です。

(報告第 35 号表題部読上げ後)

37 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 8 件、田 28 筆、面積 40,511 平方メートルとなっています。

整理番号 30 番は、基盤法から 3 条へ切り替えのための解約で、来月以降申請予定となっております。

整理番号 31 番は、隣接耕作者が借受のための解約で、6 ページ整理番号 122 番と関連する案件です。

整理番号 32 番は、借受人の子に貸付のための解約で、来月以降申請予定となっております。

整理番号 33 番は、借受人の子に売買のための解約で、25 ページ整理番号 74 番と関連する案件です。

整理番号 34 番は、借受人へ売買のための解約で、26 ページ整理番号 76 番と関連する案件です。

整理番号 35 番は、借受人の都合による解約で、解約後は貸付人が自作管理するとのことでした。

整理番号 36 番、37 番は、貸付人が自作するための解約です。

(報告第 36 号表題部読上げ後)

39 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、田 4 筆、面積 5,635 平方メートルとなっています。

整理番号 26 番は、他者へ貸付のための解約で、28 ページ整理番号 50 番と関連する案件です。

整理番号 27 番は、貸付人が自作管理するための解約です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時26分]